

## 随意契約理由書

件名	令和元年度 西神・山手線 カーボンブラシ購入
契約の相手方	東海ファインカーボン株式会社 大阪営業所
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
<p><b>随意契約の相手方を選定した理由</b></p> <p>今回購入予定のカーボンブラシとは、西神・山手線 高速鉄道車両の補助電源装置である電動発電機（電動機側）に電力を供給する電気黒鉛質カーボンブラシと主回路電流をレールに帰線させるための金属黒鉛質カーボンブラシである。</p> <p>電動発電機用カーボンブラシは、高速回転する電機子に直流 1500（V）を印加し安定した電流を供給する必要があるため、整流面に安定した皮膜を形成させることで良好な整流作用と優れた摺動性能が得られるよう設計されている。</p> <p>接地用カーボンブラシは、主回路電流をレールに帰線させる目的で各動力車の台車駆動装置ブラシ保持器に取り付けられ、回転する主軸集電環に追従するようパネで押し付け、金属接触による機械的磨耗を抑えつつ、主回路の大電流を安定かつ均一にレールに流す必要がある。</p> <p>現在の本市 西神・山手線の鉄道車両特有の条件（抵抗率・電流密度・硬度・摩擦係数・耐久性）を満たす同部品を製造・販売することができる業者は、上記業者のみである。</p>	
担当部署 （問合せ先）	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 検車係 電話番号（078-793-1306）